

車の運転をやめさせたいが…

平成29年3月に施行した改正道路交通法は、75歳以上の高齢者は、運転免許更新時や一定の交通違反を行った際、講習や認知機能検査の結果を求められることになりました。

高齢者の運転の事故が増えていることからより厳しい対応になってきていますが、若年認知症の人の場合も運転については、危険であることを考えていく必要があるでしょう。

1. 本人と家族で話し合しましょう

日頃運転をしていた人の中には「車」は生きがいであったり、運転ができなくなると仕事を奪われたりすることもあります。本人の心情と今後の生活を考え納得できるよう話し合しましょう。そして、病気を原因とする交通事故の発生により加害者になる場合もあることや、また自動車の保険や事故によって莫大な出費が発生することも含め、話し合ってみましょう。

2. 本人が運転を控えることに納得しない場合

家族が話しても本人の納得が得られない場合は、医師から説明していただきましょう。

3. 運転を控えることになった場合

運転を控えることによって出てくる様々な生活の不便感から意欲が低下することがあります。その後の生活における移動手段や暮らし方についても十分に考えましょう。家族が車を使っている場合、キーの管理に気をつけましょう。

4. 認知症と診断された場合

運転について主治医に相談しましょう。最寄りの運転免許試験場で運転免許の自主返納ができます。本人が有効期間内に自主返納した場合「運転経歴証明書」発行の申請ができ、身分証明書として使うことができます。



認知症の人の運転についての悩みには、荒井由美子「認知症高齢者の自動車運転を考える 家族介護者のための支援マニュアル 第二版」が参考になります。インターネットで閲覧できます。

運転
チェック

- センターラインを越える
- 路側帯に乗り上げる
- 車庫入れに失敗する
- 普段通らない道に出ると急に迷う
- 普段通らない道に出るとパニック状態になる
- 車間距離が短くなる

荒井由美子「認知症高齢者の自動車運転を考える 家族介護者のための支援マニュアル」より

わたしの体験

本人の運転中止について
家族の話から

- 横で見ている、随分道に迷っている感じがしたり、運転がハラハラする感じがしたりと気になっていたが、家の車庫にぶつかり事故を起こしたことを機に止めるよう説得した。
- 免許更新時に話し合っただけで納得してもらった。
- 息子が運転して事故を起こしたことにして廃車にした。
- 家族が同乗し、危ない運転の状況を伝えると、本人も不安があるようで諦めてくれた。
- 医師から、認知症により信号、道路、人や車の流れなど見る力が衰えてきて、即座の判断はできにくいことを伝えてもらった。その後納得して免許証を返上した。

金銭管理と契約の管理が心配…

● 日常生活自立支援事業について

認知症や精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障のある方々が地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用のお手伝いや日常的な金銭管理等の支援を行います。また、証書や通帳などの大事な書類の管理も行います。相談はお近くの区社会福祉協議会で受け付けています。※日常生活自立支援事業は、成年後見制度とは異なり、本人と契約のうえ行われる福祉サービスです。

● 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や精神障がいなどで判断能力が十分でない方の財産管理や契約の支援を行うことによって、権利と利益を守るための制度です。本人名義の財産の預貯金の管理や生命保険などの各種契約について、「後見人」が行うことを家族間で公式に承認することで、人間関係のトラブル回避にもなります。なお、一定以上の財産を有する人(被後見人)の場合、後見制度支援信託の利用、又は、専門職成年後見監督人の選任が必要となる場合があります。

1. 親の遺産や自己所有財産の相続など親族間で財産管理を明確にする必要がある場合は、「法定後見制度」が適当です。夫婦の一方が認知症で、子供がいないなど将来の財産管理や介護・医療サービスの利用に不安がある場合は、「任意後見制度」の利用を検討しておきましょう。
2. 介護を要する方が皆、この制度が必要ということではありません。現状の成年後見法のメリット、デメリットを関係の方に聞き、よく調べ活用しましょう。

● 成年後見制度の種類と手続きについて

成年後見制度の種類

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

制度の種類	本人の判断能力	備考
法定後見制度	後見	* 法律に基づく後見で、家庭裁判所が後見人を選任する
	保佐	
	補助	
任意後見制度	今は元気だが、将来が不安	* 本人が指定する後見人と契約し、家庭裁判所が監督する

手続きの流れ

1. 「法定後見制度」の申し立ての窓口は、居住地の家庭裁判所です。
2. 「申立書」のほかに、戸籍謄本・住民票・登記事項証明書・診断書・財産目録等各種書類が必要です。
3. 申し立てから審判まで、約3カ月の期間がかかります。鑑定が必要な場合、概ね10万円以下の費用がかかります(後見人への報酬は別途になります)。
4. 「任意後見制度」の場合は、委任契約に基づく「公正証書」の作成手数料等が15,000円程度と、管理監督人への報酬が必要です。

● 成年後見制度の利用相談

「成年後見制度」の相談窓口は、家庭裁判所や弁護士会のほか、「成年後見センター・リーガルサポート札幌支部」(電話 011-280-7078)、高齢者・障害者生活あんしん支援センター(電話 011-633-2941)でも相談に応じています。